## 熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成22年12月14日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

### 第 9 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成22年12月14日(火曜日)

午前10時1分開議 午前11時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補 正予算(第9号)

議案第17号 荒尾競馬組合規約の一部変 更について

議案第18号 専決処分の報告及び承認に ついて

議案第22号 平成22年度熊本県一般会計 補正予算(第10号)

報告第1号 専決処分の報告について 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ いて

#### 報告事項

- ① 熊本県食料・農業・農村計画の見直 しについて
- ② 熊本県水産業振興基本構想の見直し について
- ③ 公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- ④ 第9次熊本県卸売市場整備計画の策 定について
- ⑤ 熊本県農業振興地域整備基本方針の 変更について

#### 委員会提出議案

農業農村整備に必要な予算確保に関する 意見書

#### 出席委員(8人)

委員長 佐藤雅司副委員長 渕上陽一委 員児玉文雄

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田 大作総括審議員兼

農業振興局長 福 島 淳

次 長 梅 本 茂

次長麻生秀則

次 長 大 薄 孝 一

次 長 下 林 恭

次長神戸和生

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白 濵 良 一

農林水産政策監 国 枝 玄

団体支援総室長 牧 野 俊 彦

団体支援総室副総室長 田 中 龍 一

農林水産政策監兼

団体検査室長 與 田 博

農業技術課長 佐 藤 巖

農産課長 本 田 健 志

園芸課長 城 啓 人

畜産課長 高 野 敏 則

農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 大 里 正 明

農村整備課長 田 上 哲 哉

森林整備課長 河 合 正 宏

林業振興課長 藤 崎 岩 男

森林保全課長 久 保 尋 歳

水産振興課長 鎌 賀 泰 文 漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人 首席農林水産審議員兼

農地・農業振興課長 村 山 栄 一 担い手・企業参入支援課長 浜 田 義 之 農産物流通企画課長 板 東 良 明 農業研究センター次長 大田黒 愼 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦 政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午前10時1分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから、第9回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることにいた しました。

初めに、本委員会に付託されました議案を 議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた 後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部 の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明 を行い、続いて担当課長から順次説明をお願 いいたします。

○廣田農林水産部長 初めに、11月29日に島根県において確認されました高病原性鳥インフルエンザは、12月5日に発生農場における鶏の殺処分等の防疫措置が完了し、新たな発生が認められなければ、今月27日に移動制限の解除が予定されております。

本県におきましては、島根県での状況及び 鳥インフルエンザの発生のおそれが高まる季 節を迎えていることを踏まえ、必要な対応策 を講じておりますので、その概要について御 説明申し上げます。 まず、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づき、国内で発生があった場合の警戒態勢を とり、畜産課と家畜保健衛生所による防疫措 置の強化を図りました。

また、11月から2月までを高病原性鳥インフルエンザ強化月間と定め、養鶏農家に対する啓発を行っております。引き続き警戒を強め、ネット設置等の飼養管理及び消毒の徹底に万全を期してまいります。

また、口蹄疫について、韓国での感染が拡大し、36例、15万頭の殺処分というような報道がなされております。さきの一般質問でもお答えしましたとおり、万全の対策で防疫対策に努めたいというふうに考えております。

続きまして、今回御提案しております議案 の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、冒頭提案として、平成22年度一般会計補正予算関係1件と条例等関係2件及び報告事項1件、追加提案として、平成22年度一般会計補正予算関係1件でございます。

一般会計補正予算は、冒頭提案分として総額19億円余りの増額補正と、追加提案分として62億円余りの増額補正で、補正後の農林水産部の一般会計予算総額は703億円余となっております。

補正予算の主な内容は、国庫内示の増及び 国の経済対策に伴うものでございます。

冒頭提案分の補正予算では、国の経済危機 対応・地域活性化予備費による国庫内示に伴い、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金 の積み増しを行うとともに、当基金を活用 し、間伐等の森林整備や木材加工施設整備へ の助成に要する経費等を計上しております。

また、民有林造成事業への助成や農業に参 入する企業の初期経費への助成に要する経費 を計上しております。

口蹄疫に関しましては、農林水産部では、 消毒ポイントの設置や飼料掛かり増し経費な ど、約7億円の予算を計上しておりますが、 その一部について、口蹄疫緊急防疫対策事業 の国庫内示増に伴う財源更生を行っておりま す。

追加提案分の補正予算では、国の円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に伴い、農業施設整備への助成に要する経費のほか、農道・林道等の基盤整備や治山事業、漁港施設整備等を実施するための経費を計上しております。冒頭提案分とあわせて、迅速かつ着実な執行に努めてまいります。

次に、繰越明許費の設定をお願いしております。

予算の執行に当たりましては、早期完成に 努力いたしますが、用地交渉の難航など、諸 般の事情により繰り越しせざるを得ない状況 が生じているため、設定をお願いするもので す。

今後とも、できる限り早期完成に努力して まいりますので、どうぞよろしくお願い申し 上げます。

次に、条例等関係議案につきましては、荒 尾競馬組合規約の一部変更と農業大学校の実 習中の事故に関する和解及び賠償額決定に係 る専決処分の報告及び承認について提案して おります。

また、報告事項として、職員による交通事故の和解に係る専決処分の報告を提出しております。

以上が提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、熊本県食料・農業・農村計画の見直しについて、ほか4件について、それぞれ担当課長、総室長から御説明申し上げることとしております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○白濵農林水産政策課長 農林水産政策課で ございます。

今回の委員会資料は2冊ございます。追号 分は、表紙に追号と記載しております。よろ しくお願いします。

まず、冒頭分説明資料の1ページをお願い いたします。

平成22年度11月補正予算の総括表でござい ます。

農林水産部全体では、補正額19億円余の増 額補正でございます。

次に、8ページをお願いいたします。 繰越明許費でございます。

設定額につきましては、特段の事情がある場合を除き、予算科目の項ごとに過去3年間で最も高い設定率を9月補正後の予算額に掛けて設定額を算出しております。

これによりまして、設定額は、農業費で2 億円、畜産業費で3,000万円、農地費で33億 3,500万円、林業費で60億9,700万円、水産業 費で17億7,300万円、農林水産業災害復旧費 で1億100万円となっております。

続きまして、追号関係説明資料の1ページ をお願いいたします。

平成22年度11月補正予算総括表(追号)で ございます。

冒頭に説明いたしました補正額に、国の経済対策分による追加提案分といたしまして、 追加補正額62億円余の増額補正でございます。

追号の11ページをお願いします。

繰越明許費の追加設定でございます。

冒頭に説明いたしました設定額に国の経済 対策分による追加補正額全額62億円余の追加 設定でございます。設定額の総計は、農業費 で14億円余、畜産業費で3億円余、農地費で 61億円余、林業費で78億円余、水産業費で20 億円余、農林水産業災害復旧費で1億円余と なっております。

続きまして、冒頭説明資料の方に戻ってい

ただきまして、冒頭説明資料の13ページをお 願いいたします。

報告第1号は、交通事故に関する専決処分 の報告でございます。

14ページの資料で御説明いたします。

本年3月19日に、芦北地域振興局農地整備 課の非常勤職員が、公務外出から帰庁するた め、公用車で国道を直進中に道路左側から進 入してきた車両に衝突された物損事故でござ います。

今回の事故は、相手側の不注意による事故でありまして、双方の過失割合は、県側が10、相手側が90と判断されまして、過失相殺の結果、県側の損害賠償額は0円、相手側から県に支払われる賠償額10万7,400円で和解が調いまして、本年11月5日に和解について専決処分を行ったものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。よろ しく御審議のほどお願いします。

○本田農産課長 農産課でございます。

追号資料の2ページをお願いいたします。

去る11月26日に決定しました国の補正予算に対応いたしまして、生産総合事業で施設整備等を行うものでございます。追加補正額が12億1,000万円余、事業内容は、野菜集出荷貯蔵施設や野菜の低コスト耐候性ハウスなどの整備を行うものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城園芸課長 園芸課でございます。

冒頭分の説明資料2ページをお願いいたします。

農作物対策費の野菜振興対策費です。

説明欄の野菜価格安定対策事業でございますが、野菜の価格低落時に農業経営の安定を図るために生産者に価格差補てん金を交付する事業です。今回、平成22年度の必要造成額の確定に伴いまして、1億6,391万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下ですけれども、あわせまして指定野菜の価格安定対策資金に不足が生じた場合に、社団法人熊本県野菜価格安定資金協会に不足額の補助金を支払い保証するため、3億6,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

3ページをお願いいたします。

補正予算に入りますまでに、先ほど部長の 方のあいさつでございましたとおり、宮崎県 で発生した口蹄疫によりまして、本県におい ても約7億円の予算措置をしたところでござ います。

その内訳といたしましては、農家等の消毒や消毒ポイントの運営に2億8,000万円、口蹄疫等の関連資金で8,300万円、市場再開後の価格低落等に対する対策で1億4,000万円、家畜市場への出荷遅延に対するえさの掛かり増し経費、これで1億6,000万円の予算を措置したわけでございます。

その一部ということで、この3ページの補 正予算について御説明を差し上げます。

説明欄の口蹄疫緊急防疫対策事業、先ほどの7億円の事業の一部でございますけれども、この事業は、畜産農家への消毒薬の配布や消毒ポイントの運営経費が今回国の交付金の事業対象になったため、県で実施しております7,100万円余の一般財源から国庫支出への財源補正をするものでございます。

また、その下に書いてありますように、あわせて市町村が直接実施した消毒につきましても、国の交付金の対象になったことから、国費2,200万円余を追加補正するものでございます。補正額は、左の方に書いてありますように、国庫支出金を9,400万円余増額、一般財源を7,100万円余減額、合計で2,200万円余の増額補正をするものでございます。

続きまして、その下の公社営畜産基地建設

事業でございますけれども、これは宇城・上 益城地区の飼料基盤や畜舎、機械等を一体的 に整備するための事業でございまして、今回 公共事業の国の事務費の見直しによりまして 一般財源を増加するとともに、国庫内示減に よります事業費を減額し、トータルといたし まして900万円余を減額するものでございま す。畜産課合計で1,300万円余を増額補正す るものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

荒尾競馬組合の規約の一部変更でございます。

10ページの資料に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。

議案の概要といたしましては、荒尾競馬組合から、財政の透明化や市民への情報を公開するため、事務執行上、地方公営企業法の一部を適用するために、同組合規約の一部の変更の協議書が提出されたところでございます。

2番目に、理由といたしましては、荒尾競馬組合、これは熊本県と荒尾市が加入する一部事務組合でございまして、組合の規約を変更する場合は、下の(1)に書いておりますように、まず(1)では、地方公共団体、つまり県と荒尾市の協議によりこれを定めることになっております。

また、(2)の部分で、協議につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないということで、今回議案として提出したものでございます。

3番目に、規約の変更内容といたしましては、改正案のところに掲げておりますとおり、地方公営企業法の適用ということで第3条の2を追加するものでございます。

4番目の施行期日は、総務大臣の許可のあった日から施行する予定でございます。

続きまして、追号の3ページをお願いいたします。

この中で、畜産経営安定対策事業費のうち、説明欄の畜産総合対策事業でございますけれども、この事業は、稲発酵粗飼料、一般に僕らはWCSと言っているんですけれども、その稲発酵粗飼料や飼料米等の戦略作物の生産拡大に取り組むための共同利用施設整備に対する助成を行うものでございます。今のところ、県酪連が実施いたしますTMRセンター、こういったものをこの事業の中で考えておるところでございます。

続きまして、その下の公社営畜産基地建設 事業でございますけれども、これは先ほど補 正の中で述べましたけれども、宇城・上益城 地区で事業を進めておるわけでございますけ れども、飼料自給率向上を図るため、基盤整 備等に対する補助をするものでございまし て、一応来年度分の事業費、これを繰り上げ て今回実施するものでございます。

追加補正といたしましては、畜産課合計2 億9,000万円余を増額補正するものでござい ます。

畜産課は以上でございます。御審議のほど よろしくお願いします。

○田上農村整備課長 農村整備課でございま す。

説明資料の追号の4ページをお願いします。

去る11月に国の経済対策によります補正予算が成立しましたので、平成23年度の農業農村整備事業の前倒しとしまして、補正予算の追加提案をお願いするものでございます。

まず、土地改良費でございます。

県営かんがい排水事業、農道整備事業、県営畑地帯総合整備事業、それから5ページの 県営中山間地域総合整備事業及び県営経営体 育成基盤整備事業の5つの事業の30地区でご ざいます。

続きまして、農地防災事業費でございま す。 海岸保全事業と6ページの農地保全事業の2つの事業の7地区でございます。土地改良費と農地防災事業費を合わせまして、合計7事業の37地区、総額27億7,000万円余の増額補正をお願いするものでございます。

農村整備課は以上でございます。よろしく 御審議のほどお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございま す。

説明資料の4ページをお願いいたします。 林業総務費で2億4,000万円の増額補正を 提案させていただいております。

これは、平成21年度に間伐等の加速化や木材・木質バイオマスの安定供給等の事業を実施するため、国の補助金により設置いたしました森林整備促進及び林業等再生基金について、国の経済対策により2億4,000万円の基金の増額をお願いするものでございます。

次に、林業振興指導費で4億円の増額補正 を提案させていただいております。

これは、さきに説明いたしました森林整備 促進及び林業等再生基金を財源としまして、 間伐等森林整備促進対策事業として間伐や路 網整備を定額の助成方式で実施するものでご ざいます。

次に、造林費で9億2,588万3,000円の増額 補正を提案させていただいております。

これは、森林環境保全整備事業として、森 林の公益的機能の維持増進または木材等森林 資源の循環利用に資するための森林整備に助 成するものであり、国の内示増に伴い増額補 正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算の追号について御説 明させていただきます。

追号の説明資料の7ページをお願いいたします。

造林費の造林事業で6億円の追加の増額補 正をお願いしております。

これは、先ほど御説明いたしました森林環

境保全整備事業につきまして、経済対策として で追加して事業を行うものでございます。

以上、森林整備課といたしまして、追号分とあわせまして、総額で21億6,588万円余の増額補正を提案させていただいております。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

冒頭分の説明資料の5ページをお願いします。

林業振興指導費の林業・木材産業振興施設 等整備事業費で1億7,794万円余の増額をお 願いしております。

これは、平成21年に造成されました熊本県森林整備促進及び林業等再生基金及びこの基金に積み増しされます経済危機対応地域活性化予備費を活用しまして、木材加工流通施設整備に対し助成するものであります。来年度の事業を前倒しすることにより、事業効果の早期発現を図るものです。

次に、追号の8ページをお願いします。

林道費の林道事業費で2億3,200万円の増額をお願いしております。これは、地域の基幹施設となります林道の開設を経済対策として前倒しで実施し、森林整備等事業効果の早期発現を図るものであります。

以上、冒頭、追号合わせまして、林業振興 課は計4億994万2,000円の増額をお願いして おります。御審議のほどよろしくお願いしま す。

○ 久保森林保全課長 森林保全課でございま す。

補正予算の追号について説明させていただきます。追号の説明資料の9ページをお願いいたします。

治山費で総額9億1,970万円余の増額の補 正を提案させていただいております。

まず、治山事業費で8億6,970万円余の増額補正をお願いしております。

これは、国の経済対策といたしまして、梅 雨前線等豪雨により被災した箇所につきまし て、2次災害の発生を防ぐために実施するも のでございます。美里町早楠地区を含む25カ 所で事業を実施する予定でございます。

また、説明欄の2つ目のポツに記載しておりますけれども、債務負担行為の追加を提案させていただいております。

これは、経済対策として、復旧治山事業箇所の4カ所の追加工事を行うというようなことで、ゼロ国債の設定費でございます。八代市ほか3カ所で事業を実施いたします。

次に、保安林整備事業費で5,000万円の増 額補正を提案させていただいております。

これは、保安林の公益的機能の低下を防ぐ ために、経済対策として本数調整伐等の森林 整備を実施するものでございます。山鹿市を 含む14カ所で事業を実施する予定でございま す。

以上、森林保全課といたしましては、重複いたしますけれども、総額9億1,970万円余の増額補正をお願いするものでございます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で ございます。

冒頭資料の6ページをお願いします。

広域漁港整備事業の債務負担行為をお願いするものでございますけれども、これは熊本市地先の塩屋漁港におけます来年度施工予定の残土処理護岸工事に係るものでございます。ノリ漁の行程の制約から年度内に契約する必要があるため、4億5,000万円のゼロ国債を設定するものでございます。

次に、追号の10ページをお願いします。

上から2段目の広域漁港整備事業につきましては、生産流通の拠点となる漁港の外郭施設防災対策の整備に必要な額1億3,600万円を増額補正するものです。

また、下段の地域水産物供給基盤整備事業

につきましては、地域の漁港の外郭施設の防 災対策整備に必要な額1億円を増額補正する ものでございます。

いずれも、国の経済対策の一環として実施 するものでございますけれども、漁港漁場整 備課としましては、合計2億3,600万円の増 額補正をお願いしております。

以上でございます。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・ 企業参入支援課でございます。

冒頭提案分の説明資料をお願いします。 7ページでございます。

農業改良普及費のうち、新しい農業の担い 手育成費、これについて2,650万の増額補正 をお願いいたしております。

これは、本年度から新たに創設させていただきました企業等の農業参入の初期経費を支援する単県補助金の予算でございます。当初予算で2,300万円を認めていただいておりましたが、昨今農業参入が進んでいることもございまして、今後見込まれる企業等からの補助申請が当初の予算額を上回るというふうに見込まれるため、その不足額について増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく冒頭提案分の説明資料 の11ページをお願いいたします。

専決処分の報告及び承認でございます。次 の12ページの資料で説明をさせていただきま す。

これは、県立農業大学校の敷地内において 栽培経営実習中のことでございますけれど も、学生が小型運搬車に鉄パイプ等を積み込 んで移動をしていたところ、駐車中の車両2 台に接触し、破損をさせたという事故でござ います。過失割合は、とまっている車に当た っているということもございまして、県側が 10、相手方が0ということでございまして、 県が相手方に対しまして合計16万7,113円を 支払うということで和解をいたしておりま す。これについては、加入しております車両 保険で対応させていただいております。

以上でございます。御審議のほどよろしく お願いします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終 了いたしましたので、議案についての質疑を 受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川收委員 吉田委員の方から、今回一般 質問でも質問がございましたから、おさらい みたいな話になって恐縮ですが、ことしの当 初予算で大幅に減額された農村整備事業、い わゆる土地改良費ということですけれども、 約64%ぐらい国庫で減らされたという話です けれども、それが、今回の補正で、9月の予 備費利用とそれから11月に成立した補正予算 で何割ぐらい——100ベースを去年と思った ときに、わかりやすく100ベースから行って ますから、100が去年の当初予算で、64%減 らされて、何%ぐらいそれが今回戻っている のかということ。

この間の一般質問では、到底充当できてないという御答弁を部長から言われましたけれども、もう一度そこの数字を教えていただきたいということと、あのときの答弁で、部長の答弁だったと思いますが、まだ来年度予算の編成が終わってないんですけれども、予算編成の過程で出てきた情報として、ことしの予算、つまり去年の100ベースで6割以上減らされた予算の、また7割ぐらいですか、3割カットというんですかね、そういう話が出ているという答弁があったように、私の聞き間違いだったかもしれませんが、来年度の当初予算の内容について、わかる限りの情報を教えていただきたいと思います。

○宮崎農村計画・技術管理課長 お尋ねの件 でございますけれども、今年度については、 県営農業農村整備事業のうち、県営それから 団体営も含まれておりますけれども、ハード 関係の予算では、当初予算といたしまして大 体127億円でございます。それに加えまし て、昨年度予算、2月補正で34億円の補正を 組ませていただいておりますので、今年度、 2月補正とそれから当初予算を合わせますと 161億円ということになるわけでございま す。

それで、今回御提案をさせていただいております補正予算が28億円ございます。9月の補正がございませんので、そのうち28億円でございますので、今年度の当初予算、それから昨年度の2月補正を含めましたら、約28億円、2割弱が確保をできたというようなことでございます。

それから、2つ目の御質問で、一般質問の中で部長の方から回答をさせていただきました来年度当初のものも含めてということでございますけれども、御承知のとおり国の概算要求が非常に削減をされたままの状況になっておるということでございますので、非常に厳しい状況がございます。

それから、政策コンテストというので提案をしているものにつきましても、その結果というのが、4段階の評価のうち県営事業の主要な財源になっております地域整備交付金につきましては3番目ということで非常に確保も難しいんじゃないかというようなことで考えておりますので、国からの予算が非常に厳しいのではないかというふうに考えておりまして、現在、当初予算では、その地域整備交付金、それから補助金も合わせまして、それから新たな国の新規事業も加えまして、約90億円程度が確保できるのかどうなのかというようなことでございます。

これについては、御承知のとおり国の予算の状況がまだ不透明でございますので、わかりませんが、今回御提案をさせていただいております28億円弱と合わせますと、部長が答弁で申し上げました大体7割程度の確保しか

できないんじゃないのかなというように懸念 をしておるところでございます。(「21年度 の7割」と呼ぶ者あり)

○前川收委員 去年のベースでですか。違うでしょう、22年でしょう。

○宮崎農村計画・技術管理課長 本年度ので ございます。22年度、本年度の7割ぐらいと いうことでございます。21年度につきまして は、約172億円でございますので、それより も若干少な目ということでございます。

#### ○前川收委員 若干……。

○宮崎農村計画・技術管理課長 172億円が 本年度でございまして、22年度が、2月補 正、それから当初を合わせますと161億円で ございますので、そういう意味で若干という ことでございます。

○前川收委員 ちょっと済みません、もう一 回確認させてください。まだ議論はまた別と して。

今ずっと説明を聞きましたけれども、161 億円というのは、ことしの当初ベースですよ ね。去年の2月補正ですね。要するに、21年 度2月補正プラス今年度当初ということで、 14カ月か13カ月か知りませんが、14カ月か13 カ月予算として、161億円が22年度の当初と いう形であるんですね。それに今回の補正で プラス28億円ということですね。今回の補正 でプラス28億円。で、189億円が今確保され ていると、年間トータルベースで見て。

私が聞きたいのは、平成21年度当初ですね。つまり、去年の予算、これがあって、去年の予算を100ベースとして、要するに我々が聞いている話では、国庫としては6割ぐらいカットされたと。6割以上、64という数字だったと思いますけれども、されているとい

うことが前提の話であって、ことしと比べて 7割ぐらい確保できるけれども、来年が3割 減るということは、去年から見れば6割削ら れた予算からさらに3割減りますよという話 なのかどうなのかと……(「21年からたいな」 と呼ぶ者あり)そう、21年を10ベースで見た ときに……。

○廣田農林水産部長 数字的にはなかなか難しいんですけれども、今までの大まかな流れを申しますと、去年の概算要求のとき、要求自体を前年度85%で出しておりました。その85%を半分に切られてしまったものですから、結局63%ぐらいになると。残りを農山漁村の交付金1,500万で農林水産省の公共事業を薄く切り取って、それを県で自由に配分せいということでつじつまを合わせておられるわけです。それで、トータルすると、その時点で、農林水の公共関係で全部で70%強、それとNN事業はもうちょっと落ちたという、そういう数字になってたと思います。

#### ○前川收委員 何事業。

○廣田農林水産部長 NN事業ですね。だから、約7割弱ぐらいで……。今回の概算要求で、NN事業については、その減らした分の5%だけ概算要求を増しておりますので、トータルとしては、もうほとんど変わらないという、そういう状況です。それが各県に配分されるときは、ちょっと我々もはっきりしないのが、どの程度熊本県に来るというのがなかなか数字がつかめないということで、ちょっとした話なんですけれども。だから、おおむねまだ前年並み、プラスアルファが少しという感じだろうと思います。

○前川收委員 前年以上の予算が、ことしの 予算よりも来年の予算はプラスになるわけで すね。ならいいですよ、別に。

- ○廣田農林水産部長 プラスというのも、ご くわずかです。
- ○前川收委員 ごくわずかでも、プラスはプラスじゃない。
- ○宮崎農村計画・技術管理課長 今年度ということで申し上げますと、来年度については 7割程度確保できれば御の字じゃないかというぐらいだと思っております。
- ○前川收委員 だったら3割減じゃない。 (「よかね、関連で」と呼ぶ者あり)ちょっと 済みません。それが何かプラスにと今おっし ゃったり、よくわからないですよ、今の説 明。多分だれもわかってないと思いますけれ ども、今の説明じゃ。
- ○佐藤雅司委員長 わかる人答えてくださ い。
- ○村上寅美委員 関連で。

あのね、難しゅう言うな。自民党のときの21年度の予算があるでしょうが、これが100たい。それで、22年度は63とか67とか減らされたというけれども、金額で22年度は幾らになったのか。補正も含めて、21年度が幾らのやつが22年度は幾らになったのか。それに23年度は、部長の報告ではまだ決定じゃないけどというのは、これはわかるけれども、おおよそ幾らと。この3つでよかったい。もう中身は要らぬ。説明はするな、金額だけ教えてくれ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 そうしましたら、21年度につきましては、172億円でございます。今年度、22年度につきましては、2月補正も含めまして、先ほど御説明をしましたように161億円、対前年でいきますと93

%でございます。来年度、まだ要求途中でございますが、現在提案をさせていただいております補正予算を加えても120億円弱程度と考えております。

- ○村上寅美委員 これは、22年から……。
- ○宮崎農村計画・技術管理課長 22年度に比べますと、約7割ぐらいと。
- ○村上寅美委員 70……。
- ○宮崎農村計画・技術管理課長 はい。
- ○前川收委員 ちょっと戻っていいですか。 済みません。これでわかりました。済みません、村上先生ありがとうございました。

要は、何でこんなことを聞くかというと、この中に今回補正で組まれている部分ももちろんたくさんあって、中には前倒しでやっていただける補正のちっちゃな事業もありますから、それはそれで私は評価しています。

ただ、全体として、さまざまないろんな事業をやっていらっしゃるところからいっぱい御要望をいただいています。御要望というよりも、来年度以降事業が推進できますかという話が来るんですね。それは、それぞれの地元でもお話があると思いますけれども、私たちはそういう話をいただいておるわけです。

しかも、それには、もう既に出先の中では、来年やれるはずの事業が来年はやれませんと、1年間で消化し切れなくて、再来年まで延びますとか、3年延びますとか、とりあえず事業採択はできていますけれども、すぐに着手できませんとか、いろんな調整が既に現場で起きているわけですよね。

なぜそうなるのかというのは、僕らは、国の情報が入ってくれば、さっきの85の半分のという話の、要するに、去年の予算編成時にやられたいわゆる土地改良予算がカットされ

たということとしてはわかっているけれど も、ただ、ことしはできてますという話にな るじゃないですか。

それはなぜかというと、前年の補正分が上積みされているから、つまり21年度補正分が乗っているから余り減ってないんですね。要するに、93%確保できているということですけれども、これがなかった。これは多分熊本は特殊だと、たくさんとっていたところととってないところと補正予算のとり方で他県との差は出ていると思いますが、余りないから、政権が変わって――政権の問題はどうでもいいです。とにかく農業施設予算がこれだけ減らされたという割には、今はまだそんなに実感としてわいてない。

ただ、来年は来年はという話がどんどん出 てきています。出てくると、去年とことしと 何が違うんですか、ことしと来年と何が違う んですかというと、去年とことしが余り変わ らないものですから、そこがきちっと実感と してわかないんですね。理由の説明というの がわかりづらいんです、非常に。だって、も うそのときは政権がかわっとったじゃないで すかと、かわって、ことしはこうだからちゃ んとまあまあやれてるじゃないですか、減っ てはいますけれども、そんなにドラスチック に減ってないという話だけれども、これは来 年はドラスチックに減りますね。そうなる と、もっと困るということになるので、そこ の説明を今我々この中でちゃんとやってもら ったんですけれども、それでも何かうんとい うところが少しまだ残ってますが、わかりづ らいことをきちっとやっぱり言ってもらわな いと、我々現場でいろいろ仕事をしていて、 いろんな人のいろんな話を聞く中で、説明す る責任が我々にもあるわけですね。なぜこう なったかと、なぜこうせないかぬかと、この ところが非常にわかりづらいというのが今の 現状ですので、ぜひ、この中のきょうの議案 の中にもたくさん織り込んであるこの事業費

の話ですから、そのことをきちっとわかるように説明をしていただきたい。

来年は、まだ予測の状況ですから、予算がことしじゅうに多分固まるんだと思いますが、もう1~2週間で固まると思いますけれども、それが出たらもうはっきり大体わかるわけでしょうから、通る通らぬは別として、出たら予算編成が終わったらわかるはずですから、そこのところは、きちっと各土地改良事業をやってらっしゃる皆さんとか市町村も含めて、ちゃんと我々も含めて説明をしてもらわないと、何が違ってなぜこうなるのかというのがみんなわからない状況であるというのがみんなわからない状況であるということ、そのことを言っておきたいと思いますので、対応をよろしくお願いいたします。結構です、後は。

○佐藤雅司委員長 何かまとめはありませんか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今御指摘が ございましたように、地元の方で混乱が起き ないようにしっかり説明を、市町村、それか ら関係者の方にはしていきたいと思います。

なお、今申し上げたような来年度非常に見 通しが厳しいということもございまして、市 町村の予算の関係でございますとか地元営農 等の関係もございますので、今月の始めに、 現在の状況ということで県内の全市町村の関 係課長さんにお集まりいただきまして、あら かた現在の状況ということで御説明をしてお りますので、今前川委員から御指摘がござい ましたように、国の予算等がより明らかになった段階で、引き続き関係者には御説明をしていきたいというふうに思っております。

- ○前川收委員 よろしくお願いします。
- ○佐藤雅司委員長 ほかにございますでしょ うか。

#### ○中村博生委員 関連でいいですか。

今宮崎課長からありましたけれども、中身的にはわかりますけれども、地元市町村に説明をしたということでありますが、年次計画といいますか、来年度から始めたいという申請が結構上がっていますよね。そういった部分が1年でもおくれれば、受益者負担がかかることでもありますし、申請して採択までまた時間がかかりますよね。2年、3年確実におくれるじゃないですか。そういった部分、それと今の農業情勢を見ますと、せっかくまとまって決まったのが滞ってしまうような気がするとですよね。

特に、どこの地区もそうだろうと思いますけれども、八代は特にイグサがだめになってきておりますし、いろんな部分で用水の改修とかいろんな事業を起こせないような状況にありますから、それはそれとして、やっぱり違う形ででも事業ができるようなことをしてもらわぬとですね。そしてまた短期間で終わるような予算の工面もしてもらわぬと、これはもう県内どこの地区も一緒と思いますけれども、そういった施策も私は必要と思いますよ。

来年度の予算が大変厳しいですね。ことしまでは、先ほども前川委員が言われたとおりだと思いますけれども、本当に極端にまだ不透明じゃありますけれども、その辺も国に対してやっぱり徹底して要望していただきたいというふうに思います。

○前川收委員 申しわけないです。もう言いまいと思うとったばってんですね。

中村先生がおっしゃったとおりで、農業サイドで基盤整備をやっていただいている事業というのは、ほぼ受益者負担を伴う地権者の合意を得て、合意形成をやった上で、受益者負担を伴う事業として今日までやってきているわけですね、ほぼ。

これは、合意形成までに何年かかっていると思います、皆さん。もうおれが言わなくても知っていますよね。1つの事業をやろうと思って、合意形成までに1~2年でできているところは早いですよ。早い方ですよ。普通に、例えば面整備だったら、5年、10年合意形成にかかっているところが山ほどあることは、皆さんが御承知じゃないですか。一番典型的な例は川辺ですよ。結局合意形成ができないままじゃないですか、今でもね。

それだけ合意形成というのはやっぱり大変 で、いろんな価値観がある、農家の方の価値 観が違う中で、しかし、これは一定目的でや ろうという思いで、5年、10年かけてやっと 合意形成ができて、さあ今からだというの が、ことしもありますし、来年も多分あると 思います。それが、さあ今からだ、やっと頑 張って合意形成ができました、やりましょう としたときに、ゴールがすっとまた延びてし まうと、合意形成のために頑張った皆さん は、地域の中のそれぞれの集落の中でリーダ 一格の人たちが、あんたらが言ったことを信 頼して、やろうということで一生懸命やって きたのに、結局できないじゃないかと言われ てしまえば、今後のこの種の事業というの は、もう本当に厳しくなるというのが私はと ても不安を持っています。

そこで、これはもう予算の話で難しいとは 思いますけれども、さまざまな国庫補助事業 が主に今議論されていると思いますが、あり ますけれども、国庫が足りない部分は県が単 県で埋める、要するに負担割合を変える、こ ういうことをやってでも事業をやると、つま りほかに方法がないと思うので、事業をやろ うとすれば。それか、もう思い切って集中さ せるかと、よそに行っている予算を、今は何 かあれでしょうから、何ですか、ひもはつい とるばってん、色はついとらぬとか言われ て、何とか交付金とか言われて、使い回しが きくとかいう話もあるでしょうけれども、そ の予算の工面でやれるのかですよ、要は。予 算の工面で事業がやっていけるかどうか。

私も、まだ余り聞いたことがない話ですけれども、要するに国の予算が幾らしかありません、全体事業費はこれだけあります、足りない分は単県で埋めますと、まさか受益者負担をふやしますとは言えないでしょうから、これまで約束してきた話でしょうから、そんなことはできないんですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今おっしゃるように、我々も、地元の合意形成に相当御苦労をされて、ようやく事業を始めるんだ、要望しているんだということについて、地元の方からよく伺いますし、継続地区についても、あと何年で終わるということを計画して営農もやっているんだ、計画どおりに進めてほしいというお話は、我々も聞いておりますので、もう委員おっしゃるとおりだと思っております。

国費が非常に厳しいというようなところについては、今お話がございましたように、県がというようなところも考えられることがあるかとは思いますので、どういうようなことが県としてでき得るのか、そういうことを、今御指摘があったようなことも含めて、今予算編成の途中でございますので、いろんなことを検討してまいりたいというふうに思っております。

○前川收委員 皆さんのせいでもなければ、 農家のせいでもないわけでありまして、国が 政策としてそういうことをやったということ でありますから、もう迷惑千万な話なんです けれども、やっぱりずっと営々としてやられ ているわけですから、農家が結局被害に遭う ということに対しては、我々としてはできる 限りの御迷惑をかけないようにしていくとい うのはやっぱり筋だと思います。

それは、県だって金がないこと、予算が少

ないこと、きゅうきゅうでやっていらっしゃ ることは、もう十分承知した上で私も言って いるんですけれども、一般的な公共事業と違 うというのは、さっきも言ったとおり、これ は受益者負担を伴うという事業ですから、地 権者は事業構成メンバーの一人なんですよ。 その合意が全部できないとできない事業です から、受益者負担を出しますと言ってやる事 業ですから、それは普通の公共事業的な感覚 とはちょっと違うということをしっかり考え ていただいて、ぜひ、来年度予算編成の中で は、全部カバーは無理でしょうけれども、本 当に困る、客観的に見て、絶対これは何とか してあげないかぬというようなところぐらい はやってやれるように頑張ってください。我 々も外野で応援しますよ。よろしくお願いし ます。

○佐藤雅司委員長 大薄次長、何かありませ んか。

○大薄農林水産部次長 今宮崎課長が答えたとおり、私たちも、国の予算はできるだけ有効に使いながら、新しい制度につきましても、今既存の事業に取り組んでいるのにも活用できるようなことも考えながら、また、県としても、できるだけ事業費の確保ができるように財政課との折衝を一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○村上寅美委員 関連。今前川委員も言うたように、君たちの責任でこうなったわけじゃないということはわかった上で、我々は説明を求めているから、君たちも、議員の立場あるいは農家の立場になって、こうあるべきだという理論を持っているでしょう。だから、それには、この程度の予算はやっぱり必要だと思うけれども、つかないと。

部長、その辺を、知事は夢を言わすとだけ

ん、だけんこうなりました、仕方ありませんという事務屋的なあの説明じゃ、やっぱり夢は描けぬわけたい。だから、もう政権もかわったし、かわったならかわったなりで、その政権がそういうスタンスで頑張ってもらわないと地方は疲弊するばかりだし、まして熊本県は農業県でしょう。そこを押えた上で、こうあるべきであるけれども、予算は非常に厳しいという説明なら理解するわけたいね。要望です。

○吉田忠道委員 次の質問になりますけれども、2件ちょっと質問したいんですが、1件目は口蹄疫関連、もう1件は戸別所得補償の関連ですけれども、口蹄疫に関しては、ことしの4月の宮崎県の発生で本県にも多大な影響を受けたわけでありますけれども、生産農家の方から──私も、これは本県で受けた影響に対しての補助金等、これが当然もう支払われているような感じでおったんですけれども、これはいつ補助金は受けられるんだろうかというふうな質問を受けまして、この付近の状況がよくわかっておりませんので、確認のため、この補助金の支払い状況についてちょっと1件。

もう1件は、戸別所得補償ですけれども、 これは計画どおり順調に今支払いが始まって いるのかどうか、この付近を2件質問いたし ます。

○高野畜産課長 吉田委員の御質問でございますけれども、補助金の部分が、大きく分けて、市場に出荷できなくてえさ代がそれだけかかったということで、えさ代の補助と、1つは、子牛の価格が下がった場合の補てん金、それが大きな部分になってきております。

それで、えさの掛かり増し経費につきましては、当初県の方で予算化しておったんですけれども、最終的に国の方が、和牛の部分に

ついて、それと、今回口蹄疫の基金絡みで乳 用種と交雑種、これも全部国の方の事業になってきております。

それで、県単事業の部分では早く支払うような格好でしとったんですけれども、国の方の制度に変わったということで、その分については12月に一部は支払うような格好になると思いますけれども、大部分につきましては1月明けてから払うような格好になると思います。

それで、今国の制度で一番もめているのが、トレーサビリティーによって何日間えさ代を払うということで、トレーサを1頭1頭全部今照合しているような状況でございまして、その作業で非常におくれているのが事実でございます。

それと、子牛の価格差補てんにつきましては、一応国の方からも補助金がまいりましたので、年末12月中には払うような格好で今作業をしているような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 ちょっと待ってください。今のえさの掛かり増しの関係については、当初、県がお支払いをしますと、10月とか11月とか、そんな話がありました。物すごい評判が悪いです。そのことだけは私の方から指摘をしておきたいと思います。

○本田農産課長 戸別所得補償の支払いの関係ですけれども、一応予定では固定払いの1万5,000円ですね。これが年内にということで始まっておりますけれども、一番早いところが11月の26日から、五木村で微々たる量ですけれども始まっております。大半は年内に終わると思っております。ただ、事務的におくれたところにつきましては、一応3月までにはすべて終わるということで聞いております。国から直接支払うことになっております。

以上です。

○吉田忠道委員 これはいろんな問題に共通することですけれども、今、盛んに説明責任といいますか、説明責任がないばかりに不安を与えている。口蹄疫の補助金についても、執行部の方はやられておるかもわかりませんけれども、結局末端の方でこういう不安があるということは、どこかでとまっておるわけですから、やはりいろんな面での不安を取り除くように、説明責任ということについては、やっぱり県のサービスの一つでありますので、しっかり要望しておきたいと思っております。これは戸別所得補償についても同様でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤雅司委員長 要望ですね。ほかにございませんか。

○中村博生委員 WCSと飼料用米ですたいね。ことしは大幅にふえたと思うとですけれども、これに対する需要という部分は、流通も含めてどやんなっとるかわかりますか。

〇本田農産課長 新規需要米ということで申し上げますと、平成22年度につきましては、まず、米粉用米が110~クタールですね。それと、飼料用米が640~クタールですね。それと、WCSが3,354~クタールということで、あとしょうちゅう用が若干ございますけれども、一応大体4,200~クタールほどございます。

そういう生産の中で、需要につきましては、特に、米粉用につきましては、熊本製粉の方を通じまして販売をやっているということで、今のところ能力的なところもありまして余りふやせる状態にはなっておりませんけれども、今後拡大をしていく予定にしており

ます。

それと、飼料用米につきましては、これは 北九州の方の飼料の工場がありまして、そち らの方を通じまして、全農、経済連経由で出 しておりますけれども、こちらの方も今生協 関係で非常に需要が伸びているということ で、こちらの方も今後とも拡大をしていく予 定でございます。

それと、WCSにつきましては、これは戸別所得補償のお金もございますけれども、一応自給飼料をふやしていくということで、飼料の自給率を高めていくということで、今後とも畜産課と連携しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○高野畜産課長 補足いたしますけれども、 まず、飼料用米でございますけれども、先ほ ど本田課長の方から、北九州のこれは伊藤忠 飼料のところにやっている部分があるんです けれども、去年ぐらいからとにかく県内の畜 産農家である程度利用しようということで、 現在、JA菊池を中心に、米を食べさせたえ こめ牛ということでしているんですけれど も、そちらの部分が今かなりふえてきており ます。

それとともに、先ほど経済対策の方で話をいたしました酪連さんが、このWCSと飼料米関係、これが八代地方で今非常に伸びている部分でございますので、ぜひ向こうのところにそういうTMRセンターをつくりまして、そして飼料米、それとイタリアンもかなり八代の裏作でつくっておりますので、そういったものを混合するとともに、果実連のジュースかすあたりも入れた混合飼料、こういったものを八代でつくりまして、それを県南の酪農家のところに供給する、そういった事業をこの経済対策で今考えているところでございます。

○中村博生委員 いろんな形で流通もできてるようですけれども、WCSは何か小屋いっぱい残っとるとかよう聞きよったもんですから尋ねたんですが、今のところ、ならば酪連も含めて、いろんな形で需要がなされとるということでよかつですかね。

○高野畜産課長 中村委員の方から言われましたように、WCSは、今3,200~クタールで全国一の栽培面積でございます。そういう部分で、一時はわら的な利用というのが非常に多くて、どちらかというと、ちょっと利用率が少ないとか話があったんですけれども、去年ことしぐらいから、実の部分の栄養価、こういったものが見直されてから、かなり今ふえてきているような状況でございます。

#### ○中村博生委員 もう一ついいですか。

宮崎県が口蹄疫で大変な被害を受けたんですけれども、結構稲わらも含めて、宮崎の農家といろんな連携をとってしよらすところもあっとですよね。そういった部分の情報というか、今打撃が大きかった部分、今からという宮崎県もあるとでしょうけれども、口蹄疫の3度目を出さぬような対策として、熊本県は安全、安心ですよというPRも必要じゃなかろうかと思いますけれども、その辺はどやん思いなるですか。

○高野畜産課長 今中村委員の話があったように、大体熊本県と宮崎県が、このWCSについては全国で1、2をずっと争ってきたんですよ。それで、かなり宮崎の方は、今回口蹄疫で、豚も含めてなんですけれども、約29万頭殺処分されたということで、何かかなりWCSの利用農家が減少したということはちょっと聞いておりますけれども、以前八代から宮崎の方に一部行っとった部分あたりは、向こうに問い合わせをしたら、またぜひ利用したいというみたいな部分ですので、それ

で、要は、委員が言われますように、この飼料米というのは、まだ非常に新しい部分がありますので、それを食べることによって畜産物がこういういいものができる、そういったものを今後積極的にPRはしていきたいと思っているような状況でございます。

○中村博生委員 よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 よろしゅうございます か。ほかに質疑はありませんでしょうか。

それでは、なければ以上で質疑を終了いた しますが、よろしゅうございますでしょう か。

#### (「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第17号、第18号及び第22号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括 して採決をいたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり 可決または承認することに御異議ありません か。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外3件は原案のとおり可 決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告

の申し出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求め た後、一括して質疑を受けたいと思います。 それでは、まず、白濵農林水産政策課長か ら。

○白濵農林水産政策課長 農林水産政策課で ございます。

まず、資料でございますが、「熊本県食料・農業・農村計画」(H18.3作成)の検証についてというA4の2枚ペーパーが1つあると思います。それと、「熊本県食料・農業・農村計画」(H23.3策定予定)についてというA3の横広のやつがあります。それが資料でございます。それをごらんいただきながら説明をいたしたいと思います。

熊本県食料・農業・農村計画の見直しを行うことにつきましては、前回9月の委員会で御報告をいたしましたが、今回は、平成18年3月に策定いたしました現計画の検証の状況と新たな計画案の概要の2点について説明させていただきます。

初めに、現計画の検証の状況につきましてですが、A4の2枚の資料、熊本県食料・農業・農村計画の検証についてをお願いいたします。

県では、平成18年3月に策定いたしました 熊本県食料・農業・農村計画に基づきまし て、これまで各種施策を展開してまいりまし たが、本年は計画期間の最終年でございます 5年目に当たりますことから、これまでの取 り組みにつきまして、産業、環境、地域、教 育・文化という現計画が掲げた4つの視点に 沿って検証を行いました。

まず、1の産業についてでございますが、 農業生産及び農業担い手の動向はいずれも減 少しております。このような中、施策を集中 すべき対象である認定農業者や地域営農組織 の育成に重点的に取り組み、いずれも計画に 掲げた目標数を確保しております。 また、新規就農者につきましては、就農相談から就業定着までの一連のサポート体制の整備に努めまして、平成22年は300名を超える就農者を確保したところでございます。

2ページをお願いいたします。

2の環境についてでございますが、まず、 環境に配慮した農業の推進につきましては、 くまもとグリーン農業の取り組み拡大を図っ た結果、環境と安全に配慮した農産物の生産 量は目標を上回っておりますが、県全体の生 産量から見れば低い水準にあります。

また、農村資源の保全管理については、農業水利施設の長寿命化を進めたところですが、県内には多くの農業水利施設が蓄積されておりまして、効率的、効果的な保全整備が今後の課題となっております。

次に、3の地域についてですが、中山間地域の活性化を図るため、中山間地域等直接支払事業に取り組む集落や集落間の連携による農地や農道、水路の維持活動を支援したところでありまして、中山間地域等直接支払制度の協定締結面積はほぼ目標どおりとなっております。

最後に、4の教育・文化についてでございますが、地産地消につきまして、県民への情報提供や地域農産品を提供、販売する地産地消協力店を指定しまして、PRに努めたところでございます。

また、平成21年3月には、議員提案によりまして、くまもと地産地消推進県民条例を制定いただきました。このような取り組みの結果、県民の地産地消や農業、農村に対する関心は高くなってきております。

3ページ以降は、主な指標に対する取り組み実績、4ページは、品目別生産目標に対する実績を取りまとめております。なお、説明につきましては、時間の関係で省略させていただきます。

以上が検証の状況でございます。

次に、今回策定予定をしております計画に

ついてでございますが、A3の横広の紙をご らんいただきたいと思います。

現在、2月議会での提案に向けまして作業 を行っております。現時点での計画案の概略 を説明させていただきます。

A3の資料、熊本県食料・農業・農村計画 についてをお願いいたします。

まず、策定の背景でございますが、本県の 農業、農村を取り巻く状況の変化や、これま で検証してきました本県農業、農村の抱える 課題、さらには環太平洋パートナーシップい わゆるTPP協定をめぐる動きを踏まえまし て、新たな計画を策定することとしておりま す。

具体的には、資料の右側にありますとおり、まず、所得確保に向けましては、トップグレードの農産品づくりや高品質で安定した生産体制の確立、生産・流通コストの低減などに取り組みまして、また、担い手の育成、確保に向けましては、認定農業者や地域営農組織の育成を進め、さらには、中山間地域の再生に向けまして、農山漁村における村づくりへの支援、生産基盤の整備に向けては、水利施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減、環境に配慮した取り組みとしまして、バイオマス利用など新たなエネルギー利用の推進、消費者に向けましては、熊本産の認知度向上、販売チャネルの拡大の取り組みなどを進めていくことといたしております。

このような取り組みを進めることによりまして、本県の基幹産業であります農業が将来にわたって活力を保ち、外的な要因の変化に耐え得る足腰の強い生産構造の実現を目指していくこととしております。

これで一応農業農村計画の方は終わりまして、次に、熊本県水産業基本構想の見直しにつきまして御説明を申し上げたいと思います。これも、A4の検証ペーパーが2枚とそれからA3の横広の紙が1枚ございます。

熊本県水産業振興基本構想の見直しにつき

ましても、前回9月の委員会で御報告しましたが、今回は、現在の基本構想の検証の状況 と新たな基本構想案の概要の2点について説明させていただきます。

初めに、現在の基本構想の検証の状況についてでございますが、A4の2枚の資料、「熊本県水産業振興基本構想」(H16.3策定)の検証についてをごらんください。

県では、これまで、平成16年3月に策定いたしました熊本県水産業振興基本構想に基づきまして、豊かな海づくりと魅力ある水産業の振興を目指しまして各種施策を展開してまいりましたが、本年は基本構想の最終年であることから、新たな基本構想の策定に向けまして現在の基本構想の検証を行いました。

検証1の漁業生産についてでございますが、これまで、藻場造成や干潟域への覆砂による漁場改善や栽培漁業、資源管理型漁業の取り組みを推進するとともに、養殖業においても、疾病対策や赤潮対策等による安定生産へ向けた取り組みを推進してまいりました。

これらの取り組みの結果、平成20年の生産 量は9万1,000トンと基本構想の基準年であ る平成13年と比べ増加しておりまして、その 多くは養殖業生産量の増加によるものとなっ ております。

また、漁業生産額につきましては、平成20 年は約370億円と減少傾向にありますが、これは魚価の低迷による影響が顕著にあらわれているものと考えられます。

次に、2ページの2の漁業の担い手につきましては、漁業後継者活動への支援を始めまして、制度資金による漁家経営の安定化や漁協経営の基盤強化へ向けた支援を行ってまいりました。

しかしながら、平成20年の漁業就業者数は 8,722人で、全国の傾向と同様、依然として 減少傾向にありますが、漁業就業者の高齢化 の進行や漁業所得の低迷など、漁業経営を取 り巻く厳しい環境が影響しているものと考え られます。

次に、3の水産物の流通・加工につきましては、くまもと四季のさかなやくまもと地魚マスターの取り組みなど、県産水産物の販売力強化や付加価値向上への取り組みを推進してまいりました。

水産物流通の状況といたしましては、安価な輸入水産物の増加などによりまして魚価の低迷が続くとともに、消費者の嗜好の変化や流通の多様化などが進行しております。

また、水産加工業につきましては、本県の 主要加工品でございます煮干し品や節製品が 増加していることから、全体的に増加傾向に あると推測されます。

最後に、4の漁村についてでございますが、これまでも漁村集落の環境改善に取り組むとともに、都市圏との交流などによる地域活性化への取り組みを推進してまいりましたが、漁村集落の人口は減少傾向にありまして、過疎化、高齢化が進行しており、地域の活力が低下しております。

3ページは、主な参考資料に対する実績を まとめておりますので、時間の関係がござい ますので、後ほどごらんいただければと思い ます。

次に、今回策定を予定しております基本構想の案についてでございますが、A3の横広の紙をごらんください。

まず、策定に当たりましては、国内の水産業、漁村を取り巻く情勢の変化に対応するとともに、これまで検証してまいりました本県水産業が抱える現状や課題を踏まえまして、新たな基本構想を策定することとしております。

具体的には、資料右側のくまもとの水産業の発展の方向にありますように、大きく4つの方向に向けまして各種施策に取り組むこととしております。

まず、漁業生産の観点から、漁場環境の保全と水産資源の持続的利用のための藻場、干

潟の再生、資源管理型漁業の推進や赤潮対策 を初めとした安定生産に向けた海面養殖業の 振興に取り組みます。

次に、漁業を担う人材の確保と組織の強化を図るため、漁業担い手の資質向上や漁業所得補償制度の活用、漁協の事業運営の効率化を推進いたします。また、水産物の流通・販売体制の強化、地産地消の拡大など、流通、販売を通じた売れる県産水産物づくりを進めます。さらに、水産業を通じた地域の活性化のための6次産業化への支援や観光業との連携を進めてまいります。

このような取り組みを進めることによって、熊本の水産業の再生を目指していきたい と考えております。

それから、もう1件、A4の1枚紙でございますけれども、公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について(第14号議案関係)という紙がございますが、これをごらんいただきたいと思います。

この条例は、本議会に警察本部から御提案 されておりまして、文教治安常任委員会に付 託され御審議いただいている条例でございま す。この中に熊本県農業公園に関する改正が ございますので、その概要を御説明いたしま す。

1の目的といたしましては、暴力団員等に 県の管理する公の施設を利用させないために 必要な措置を講じるものでございます。

2の対象条例といたしましては、関連する 24施設の16条例につきまして、必要な規定が 一括して改正されます。

3の条例改正の内容に記載のとおり、熊本 県農業公園条例について、暴力団に施設使用 許可を行わない、または使用許可を取り消す ことができるように規定を整備するものでご ざいます。施行日は、平成23年4月1日とし ております。

以上でございます。よろしく御審議のほど

お願いします。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

1枚紙、第9次熊本県卸売市場整備計画の 策定についてというのを準備しております が、これにつきまして御報告いたします。

今回は、また1枚紙でございますが、主要の1番に計画策定の趣旨としておりますが、この卸売市場整備計画といいますのは、法律に基づきまして大体5年ごとに策定するということでございまして、現在8次計画となってございます。来年度、23年度からの5年計画を見越しまして、国の方で、去る10月の末に、国全体の基本方針というのが示されましたので、それを踏まえまして今策定作業に入ったというところでございます。

大きな3番で、計画内容でございますけれども、(1)から(3)に書いてございますが、大体県内市場の配置の方向性とか、それからいろんな施設の種類とか、こういったものを記載することになっております。

大きな4番で、今後の市場の方向性ということで、国の方で基本方針の中で示されたものを①から⑥までまとめております。①から③が大体市場に集出荷されます産品の品質管理とか取引に関すること、それから④から⑥までが、その市場間の役割分担とか経営強化に関することでございます。

5番に今後のスケジュールが書いてございますが、若干タイトではございますけれども、このようなスケジュールで進めたいと思っておりまして、去る11月24日に第1回の卸売市場審議会を開催いたしまして、また、現在アンケート調査等を整理中でございます。このように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興 課でございます。 熊本県農業振興地域整備基本方針の変更に ついて御説明いたします。

このことにつきましては、9月の当委員会におきまして、見直しをする予定であることを説明しておりましたけれども、変更の法定期限が今月10日までとなっておりましたことから、委員の皆様方には、11月に個別に内容の説明をさせていただいているところでございます。本日は、重複になりますけれども、概要を御報告させていただきたいと思います。

この資料でございますけれども、中段の枠が今回変更を行った県の基本方針の概要でございます。特に、この方針の中心となっておりますのは、1に記載しております農用地区域内に確保すべき農地面積、いわゆる優良農地でございますけれども、の目標値でございます。平成21年の9万3,200~クタールから平成32年には9万6,600~クタールとしているところでございます。これは増加になっておりますけれども、上段の枠の国の基本指針についても同様でございますけれども、食糧の自給率を向上させていくという方針に沿ったものでございます。

ただ、これは新たに農地を開発してふやすということではございませんで、今回制度改正がございまして、農用地区域内の農地に組み入れるべき集団的農地というのが、要件が従来の20~クタールから10~クタールとされたということなどによって増加を見込んだものということでございます。

この資料の下の部分には、農用地区域内農 地面積のイメージ等につきまして記載してお ります。

また、この資料の裏でございますけれども、今回の増加あるいは減少についての簡単な説明をしております。この中で、今説明しました要件の変更というのが、右の方の枠の施策効果の1の(1)で、編入要件を満たす集団的農地等の編入促進、集団の基準が20~ク

タールから10へクタールということで、これ が今回主にふえた要因ということになってお ります。

以上、概要でございますけれども、御報告 させていただきます。よろしくお願いいたし ます。

- ○佐藤雅司委員長 報告が終了いたしました ので、質疑を受けたいと思います。質疑はあ りませんか。
- ○村上寅美委員 まず、第9次の前に、農政 のちょっとこれは説明を教えて。

食料・農業・農村の農業産出額、生産農業 所得、これはどういう意味で金額が……。

- ○佐藤雅司委員長 市場関係ですか。
- ○村上寅美委員 いや、市場じゃない。これは、実際の生産——食料・農業・農村の説明たい。最初の1ページに書いとるどが……
- ○白濵農林水産政策課長 生産額ですか。
- ○村上寅美委員 うん。生産額と生産農業所得と農業産出額はどがん違うと――あんたどんがわからぬで、おれに説明したっちゃどがんするか。大体4,000億弱、3,700~3,800が3,000億すれすれに落ちたというのは、アバウトで我々は知っとるわけたい。ところが、あんたがこうして出しとるから、この……(「農家の実入りでしょうたい、所得だけん」と呼ぶ者あり)
- ○白濵農林水産政策課長 生産総額からコストを引いたやつが農業産出額になりますが、 生産総額ですね、総額があります。それからコストを引いたやつでございます。
- ○村上寅美委員 専門家が言うてみれ。だれ

か。

- ○麻生農林水産部次長 特に、今言ったとおりでございますけれども、総生産額は俗に言う粗生産ですので、もうあらです。
- ○村上寅美委員 農家手取りか。
- ○麻生農林水産部次長 はい。コストを引い た分が、所得という形になります。
- ○村上寅美委員 農家手取り。
- ○麻生農林水産部次長 そうですね、はい。
- ○村上寅美委員 こんな少ない。
- ○麻生農林水産部次長 少ないといいます か、やっぱりうちの場合は、畜産とか園芸と かいうのは、かなり……。
- 〇村上寅美委員 何%ね、なら手取りは。
- ○麻生農林水産部次長 ただ、ちょっと数字は覚えていませんけれども、ここが減っているということですけれども、この粗生産額でも全国で6位、7位という形ですので、まあ全国の上位には入っているという……。
- ○村上寅美委員 わかった。これは、重要な ことは農家手取りたいね。
- ○麻生農林水産部次長 そうです。
- ○村上寅美委員 簡単に言うとね。だけん、 農家手取りだから何%ぐらいになるかな。30 %ぐらい……。
- ○麻生農林水産部次長 そのくらいです。

○村上寅美委員 3割ぐらいが農家手取り と、粗生産の中の3割ぐらいと見とけばいい わけだね。はい、もうこれは結構です。

第9次卸売、どっちから行こうかな、水 産。

水産の基本策定について、これに書いてあるけれども、これは環境対策、有明海再生特別委員会まで設置をして――環境だったかな、ここで有明海の再生特別措置法というのを国の方に要望して、これが生きてるはずなんですよ、有明海特別措置法は。それは4県事務レベルで協議して、そしてこれは国に熊本県が強く要望して、そして国の方で認可されて、これは法律で生きてるはずですよ。だから、有明海の再生のための試験研究とかいろいろ言っているけれども、報告が全然ないから、これは全然わからぬ、何をしとるのか。

だから、有明海再生なんというのは、ヘドロだけ見ても数百億の問題だから、県でできる話じゃないから国に特別措置法までお願いしているけれども、その後何の報告もないからわからぬけれども、おれがわからぬから、君たちもわからぬだろうな。わからぬところでよかたい、きょうは。後で報告してくれ。これは、いいね、水産の課長、お願いします。

済みません、1人で。もう一つ、卸売市場、これは拠点市場だろう。中央市場だけが該当するの、これは。

○牧野団体支援総室長 卸売市場整備計画 は、中央卸売市場とそれから地方卸売市場と いう部分がございまして、本県は地方……。

#### 〇村上寅美委員 地方。

○牧野団体支援総室長 地方です。中央卸というのは、要するに公的な公共団体がつくったものということになります。

それで、今回国の基本方針の中で、中央卸売市場については、中央拠点市場という概念と言いましょうか、区分をつくりますということで示されております。その辺につきましては、また中身の御報告のときに御説明すると思いますが、地方につきましては、拠点的な市場というふうなものが従来からございまして、現行の第8次でも拠点的な市場ということで位置づけております。ですから、その辺は、中央にもそういうふうな位置づけができるというようなことになります。

〇村上寅美委員 熊本県は、みんな御存じ、地方卸売市場なんですよね。そして、これは、中央拠点市場から規制緩和も含めてなるべく地方にということで緩和してきているわけだ。中央市場をやめようという形でね。もう倒産も出ているんですよ、中央市場で。荷受けが倒産が出ている。全国的に見れば、そういう現状の中だから、拠点市場に集約しようという話が出ているんだと思うけれども、いろいろ補助とかいろんな問題があるとき、中央市場だけを見てもらっちや困るわけたいな。僕が言いたいのは、そこだけだけん。

この前、ちょっと話したから、わかるから もう答弁は要らぬけれども、そこは頭に入れ て、地方卸売市場が今までできとるけれど も、そういう諸条件は平等にしてもらわんと いかぬ。それだけもう要望しとくけん。

以上です。

○佐藤雅司委員長 計画策定につきましては、それぞれの皆さん方から御意見を聞かれるとともに、きょう出ました委員の皆さん方の御意見をしっかり入れていきながら……。

○村上寅美委員 お願いしますよ。 5 カ年計 画の中だから、土俵にも上げとらぬというな ら、おれは首になる。

○佐藤雅司委員長 いずれにいたしまして も、議会の議決事項になっておりますので、 しっかりいろんな御意見を聞いていただきた いと思います。

ほかに質疑はございませんでしょうか。 それでは、なければ、これで報告に対する 質疑を終了いたします。

次に、ほかにその他で何かありませんでしょうか。

○前川收委員 その他のその他ですけれど も、昔はその他じゃなかったと思いますが、 川辺川の利水事業、大体毎議会ごとに説明資 料が入っていた時期があって、最近はその資 料も見ないなと思って見ております。

さっきの話じゃありませんけれども、農業 予算、かなり厳しい状況で、前任期のときだったと思いますけれども、特別委員会までつくって、新しいやり方も含めて、新農水案というのを我々が引き出して、そしてやりましょうということで頑張ってきたんですが、結果として、そのときも成就しませんでした。

あれからもう何年たつかな、忘れましたけれども、ただ、事業は生きてますね、まだ国営事業として。廃止の手続がとれるかどうか、私は知りません。これは廃止だろうが、採択だろうが、同意が要るわけで、ただ、今の状態でいいとは思っていませんので、今の状況がどういう状況なのか、なおかつ、その状況に対して、どう対処しようと思っていらっしゃるのか、久しぶりに聞かせてください。

○宮崎農村計画・技術管理課長 川辺川の利 水事業の現状でございますけれども、現在農 水省の方から既設導水路活用案が示されまし て、各市町村、それから議会については、そ れでいきましょうという合意をもう昨年度得 られたということでございます。

それから、人吉土地改良区、それから相良村土地改良区は、利水事業を進めるに当たって、川辺川から水を取る、近々に取るということがございますので、水利権の問題で既に水を使っているという関係から、既得の水利権者ということで事前の合意をとってくれというような農水省からの話がありまして、それについて調整をしているというところでございますが、人吉土地改良区につきまして、昨年の夏に総代会で合意を得られたということでございまして、相良村土地改良区の合意がまだ得られていないというようなところでございまして、昨年度、相良村の中でいろいろな調整がなされているというような状況でございます。

本年度につきましても、相良村土地改良区の合意を得るべく、現在も努力をされておるというようなところでございまして、これまで、地元の方で主体的に進めておられました関係の6市町村の首長さんの会議で進められてきたわけでございますけれども、メンバーもかわった関係もございますので、新たな事業組合の方に――事業組合という組織がもともとございますので、事業組合の方で新たな組合長のもと地元調整を行っておられるというところでございます。

それで、現在ということで申し上げますと、改めて6市町村の首長さん方が相良村の土地改良区の全組合員を集めて意見交換をしたいというような意向を持っておられまして、相良村の土地改良区も基本的にはそれに同意をされているというような状況でございますので、我々聞いておりますのは、来年、まだ日程は決まっておりませんけれども、6市町村の首長さん方と相良村の土地改良区の組合員の方で意見交換が開催されるというような予定であるというふうに聞いておりますので、今前川委員からお話がございましたけれども、地元の方も事業が休止をしましても

う3年、ほぼ3年になるということでございまして、水を待っておられる農家の方もおられると。方向については、もう決めていかないといけないであろうというようなこと、今年度中にその方向を決めたいというふうにおっしゃっておりますので、そういったものを経ながら、地元の方で方向が決まってくるということだと思います。

県としましても、できるだけ地元の合意が 図られるように、いろんな支援を引き続きや っておるというようなところでございます。

○前川收委員 地元合意をとることが前提ですから、受益者の合意以前に組織的合意というのかな、土地改良区の皆さん方の組織的合意がまずあって、仮にそれができた後のスケジュールとしては、もう一回今度は受益者の合意形成の確認をとらなきゃ同意をとらなきゃいけないですね。それはまだ全然めどが立ってないですね、今の状況じゃ。要するに、川辺の水利権の問題が今ひっかかっていると、これが終われば、解決すれば、次はいわゆる同意の手順に入るということですかね。

○宮崎農村計画・技術管理課長 委員も御承知のとおり、川辺川利水の事業につきましては、国が農業水利事業につきましては敗訴をいたしましたので、今計画として生きておりますのは、事業の当初の計画しか残ってない。今現在の受益地は、事前協議の中で絞られたものでございますから、組織としての土地改良区の合意を得た後、国の方で改めて変更計画をつくる必要があります。その変更計画に基づいて、今委員がおっしゃいましたように、地元受益者の3分の2の同意を得て再開ができるというような手順になります。

○前川收委員 はい、わかりました。道は遠いですね、それはまだまだ。はい、わかりました。

○吉田忠道委員 2件質問したいと思うのですが、1件は、鳥獣被害について、もう1件は、本年10月ですかね、公共建築物等における木材の利用促進の法律に関連してですけれども、まず、鳥獣被害については、これまでも何回か一般質問等で出ております。しかしながら、被害が拡大しておるようにいろいろ現地等から聞きます。現状とこれからの取り組みについての横の連携についての提案もあったと思うんですけれども、その付近の進捗状況はどうなっているのか、まずその件。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

お尋ねの鳥獣被害でございますが、昨年 度、平成21年度の県下の農産物の農業被害額 は約7億を超しているような状況でございま す。特に、イノシシの被害が、中でもとりわ け被害額が大きく積み上がっておりまして、 県下全域でこの被害金額は広がっているとい うような状況でございます。

そのほか、猿とかシカ等は、これは被害地域が限定的でございますけれども、イノシシについては、被害が深刻な状況というところでございます。そのため、県庁内でも自然保護課、それから関係課を交えまして横の連携を図っているところでございまして、特にシカの被害につきましては、これは山林の被害が大きいわけでございますので、特に林業振興課、あるいは森林整備課等も連携して、一緒にこの対策について今連携をとって取り組んでいるところでございます。

そのほかの鳥類も、特に被害が積み上がっておりますけれども、カラスとかヒヨドリとかの被害がございますけれども、これは年度によりまして被害金額が上下に変動しております。総額は7億円強というところでございます。

○吉田忠道委員 被害総額等はわかりましたけれども、市町村間の連携とかあるいは他県との連携という意味で、協議会等も設置して対応していくということだったんですが、それはもう済んどるんですか。

○佐藤農業技術課長 県域を越えるような被害が、特にシカ等では起きておりますし、捕獲をする場合の広域的な連携も、これは有効的な施策をとる上では県域を越えた広域的な連携が大事でございますので、そこにつきましても3県合同の捕獲等も取り組んでいるところでございます。

そして、市町村間の連携につきましても、 例えばタイワンリス等も、市町村域を越え て、対策の打ち合わせをしながら連携して取 り組んでいるところでございます。

- ○吉田忠道委員 要するに、協議会等を設置 して済んどるわけですね。
- ○佐藤農業技術課長 はい。
- ○吉田忠道委員 じゃあ、いいです。もう1件、公共物の方の利用に関する促進について、県で方針が出されて、その中で、地方公共団体においても、その促進に関する施策を策定し実施するように努めるということでなされておるんですけれども、私が聞いたところでは、本年中に策定するというふうに聞いておるのですが、それは間違いないですか。
- ○藤崎林業振興課長 委員がおっしゃいました県の基本方針を今策定中であります。どうしてもうちが木材の提供側になりますけれども、それを使っていただく側、土木とかそういったところとの打ち合わせも少し今進めておる段階で、年内に素案、そこまで行ければいいなというふうに今考えております。

○吉田忠道委員 年内に策定するというふうに聞いとって、今年内に素案ができるというような感じでしょう。もし年内につくるんだったら、少なくとも12月議会があっとるんだから、そこで説明ができるぐらいにないと、年内で12月31日までですか。そういうことじゃいかぬでしょう。もう少し早くできないですか。

○藤崎林業振興課長 今土木さんと協議をしながら、スピードを上げて打ち合わせをやっております。

○廣田農林水産部長 済みません、ちょっと 補足させてください。

我々としても、できるだけ急ぎたい話なんですけれども、この法律が10月1日に施行されております。そして、国の方では基本方針もできておりますが、その中で、例えば具体的にその木造計画とか設計基準というのは、現在国の方で策定中です。それと、今度その建築基準法等の規制等の問題がございますけれども、これも22年度中にもう論議を開始されるというようなことで、国の方の後支えのあれがまだできてないものですから、今仮に基本方針をつくっても実効性がなかなか心配ということで、国の状況あたりもぎりぎりまで見て実効性のある基本計画にしようということで、少しおくれてきておるような感じでございます。

○吉田忠道委員 部長が言われるのは、よく わかります。だから、要するに年内につくる と最初言っとったから、今私が聞いとるわけ ですから、その付近の説明が、こうこうこう いう理由でできないとか、まだおくれると か、そういうのを適時報告してもらわない と、各市町村も待っとるわけでしょう。そう いうことがありますので、ぜひよろしくお願 いします。 ○佐藤雅司委員長 じゃあ、そういうこと で、藤崎課長、しっかりと今の御意見を受け とめていただきたいと思います。

それから、私の方から、佐藤課長、鳥獣被害については、市町村の事務ということになりますけれども、国、県の補助金が入っているということで、どうもハンターの人から聞くと、物すごい人数も減っているわけですけれども、イノシシが8,000円、猿が3万円、シカが、シカは幾らだったですかね……(「シカが8,000円」と呼ぶ者あり)シカが8,000円、イノシシが3,000円……(「イノシシはございません」と呼ぶ者あり)なしですか。

何か1年間まとめて何とか猟友会かなんかにお支払いされるそうですけれども、何かもちろん補助金の関係があるからだと思いますけれども、現場でまとめて立てかえ払いをするとか、そういう方法を何かとれないもんですかね。何かいろんな会合の中で要望はありませんか、そういうのは。市町村から、ハンターとか現場ではそういう話を聞くわけですけれども……。

○佐藤農業技術課長 そこは自然保護課の方で今所管しているところでございますけれども、ちょっと私ども、なかなかそこは御意見を拝聴する機会は今のところございません。

○佐藤雅司委員長 やり方ですけれども、やっぱりそこでお金をもらえば意欲もわくんじゃなかろうかという感じがするんですね。1年間まとまってというたっちゃ、はっきり言いまして、おかしい話ですけれども、やっぱりハンターの人たちが、そこで物を囲みながらいろいろやると、やっぱり経済効果も上がると私は思っているんですね。だから、1年間まとめてやったって、なかなかありがたみも少ないなという。やっぱりいろんな心理的なものも含めて、これは要望でございます

が、御検討をまたお願いしときます。 ほかにございませんでしょうか。

○渕上陽一副委員長 農業農村整備に必要な 予算確保に関する意見書について、委員会か らの意見書提出について提案したいと思いま す。意見書(案)がありますので、ただいまか らその案をお配りしたいと思います。

#### (意見書案配付)

○渕上陽一副委員長 国は、本年3月末、食と地域の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、平成23年度の国の概算要求は、6割以上を削減された平成22年度当初予算に比べ、農業農村整備事業はわずか5%増にとどまり、農山漁村地域整備交付金については現状維持となるなど、大幅に削減されたままの状態となっております。

予算削減に加え、環太平洋戦略的経済連携協定、TPPへの参加表明は、食糧自給率向上や国内農業基盤強化方針とは相反するもので、政策的整合性を著しく欠いており、農産物価格の低迷や農家の高齢化等で地域農業の継続さえ厳しくなっている農村にとっては、農業の先行きについての不安感がさらに広がり、それが絶望感に変わりつつある。

このような必要な予算が確保されず基盤整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけではなく、そのツケを次世代に回すことになり、将来の食糧の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するとともに、食と農林漁業の再生推進本部で検討される力強い農業を実現するため、意見書(案)の下段にあります2項目について強く要望い

たしたいと思います。

この意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤雅司委員長 本委員会から意見書を提出していただきたいという提案でございます。これについて何か御意見ありませんか。

○渡辺利男委員 同じ意見書が、ことし3月 議会、6月議会、9月議会、そしてこの12月 議会、4回連続ですよ。私、20年間県議会議 員やっていますけれども、これまで初めてで すよ。意見書の乱発はいかがなものかなとい うふうに思います。

私は、議会の慣例とかそういうのは余り重 視する方じゃないんですけれども、随分前 に、例えば郵政民営化法案に対する反対の意 見書を6月議会で採択して、その後、また非 常に厳しい状況になったから2月議会で再度 お願いをしたいといったときに、自民党さん からは、同じ年度内に同じ意見書は採択でき ない、そういう慣例になっているというふう に言って断られた経緯があるんですよ。

ことしの3月のは年度が違うからいいんですけれども、毎回毎回こういう同じのを出せば出すほど、何か意見書の重みが下がっていくような気がしますし、この内容そのものについて反対する気持ちはありませんけれども、ただ、今後は、じゃあもう同じ年度内に同じ趣旨の意見書でもどんどん出していいということの理解でよろしいんですね。

○佐藤雅司委員長 これは議会事務局にお尋ねいたしますが、法的にはどうですか。年度内に出していいということ……(発言する者あり)。

○村上寅美委員 渡辺先生が言われる慣例と

してそうじゃないかという指摘は、指摘とし てもっともな指摘だろうと思います。ただ、 この問題は、非常に重きをなしているという 観点から、重要案件として先ほど言おうと思 ったけれども、例えば3割、1,000万のうち の300万が農家手取りという話だったでしょ う。300万で農家手取り、それは生活した残 りですか。手取りがそうです。それから生活 でしょう。借金も返さないかぬでしょう。そ ういう状況の中で、今の予算では農家はどう することもできないという建前が、先生、私 はあると思うですたいね、これに関しては。 そこを御理解いただければありがたいと思う んですけれどもね。おっしゃるとおりなんで すよ。同じことを何回も出すというのは、私 もそれは基本的には反対です。ただ、物によ って、やっぱりこれは追求していかないかぬ のじゃないかと、私はそう思いますけれど も、委員長。

○渡辺利男委員 私が言っているのも、その 内容そのものは異議ないんですけれども、た だ、今までそういうふうにして断られたこと もあるものだから、じゃあこれからはそうい うことは一切なしですねと、そういう慣行、 慣例みたいなのはないというふうに理解しと っていいんですねということ……。

○村上寅美委員 それは事柄でしょう。事柄 によりけりでしょう。

○渡辺利男委員 だから、どれが大事かとい うのは、それぞれまた価値観の違いがありま すけれども、それさえ確認してもらえれば結 構ですよ。

○佐藤雅司委員長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

それでは、これについて採決をさせていた だきたいと思います。文言等に誤字脱字いろ んなことがありましたら、また言っていただきたいというふうに思いますけれども。

それでは、この意見書(案)により、委員会 提出議題として、本会議に提出したいと思い ますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議がないようでございますので、この意見書により、議案を提出することに決定いたしました。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、以上で本日の議題はすべて終了 いたしました。

最後に、陳情書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付して おります。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

お疲れでございました。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

農林水産常任委員会委員長